

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種情報

問 新型コロナワクチン接種対策室 ☎ 775・7114

住所地外（南魚沼市以外の自治体）でのワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、原則、住民票の所在する市町村で接種を行うことになっています。しかし、やむを得ない事情で住民票の所在地以外に長期滞在している人などは、居住している市町村へ事前に申請することで、住民票の所在地以外でもワクチンの接種を受けることができます。

市町村への申請

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している人の例

申請が必要な人	申請が不要な人
<ul style="list-style-type: none">・ 出産のために里帰りしている妊産婦・ 単身赴任している・ 遠隔地へ下宿している学生・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカーなどの行為、児童虐待やこれらに準ずる行為の被害者 など	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関や高齢者施設などに入院、入所している（注1）・ 基礎疾患のある人が主治医から接種を受ける場合（注1）・ 災害による被害に遭い避難をしている・ 勾留や留置されている、受刑者・ 住所地外接種者で、市町村への申請が困難である など <p>注1：医療機関や施設に相談の上接種してください</p>

申請先 接種会場や接種を受ける予定の医療機関のある市町村

申請方法 申請書類を郵送や窓口へ提出（厚生労働省の申請サイト（今後、開設予定）からも申請可）

※申請書類や厚生労働省の申請サイトなどについては、詳細が決定次第、市報や市ウェブサイトなどでお知らせします

新型コロナワクチン接種の予約の変更・キャンセルについて

予約の変更・キャンセルの場合は、速やかに南魚沼市新型コロナワクチンコールセンター（☎ 788・0765）に電話してください。

新型コロナワクチンの供給量には限りがあります。より多くの人に無駄なく接種をするため、ご理解とご協力をお願いします。

医療機関でのワクチン接種

ワクチン接種を市内17か所の医療機関で受けられるように調整中です。

接種開始時期 未定

※準備が整い次第、市報や市ウェブサイトでお知らせします

接種券についての注意事項

- ・ 接種券を忘れるとワクチン接種を受けることができません。忘れずに実施会場にお持ちください。
- ・ 接種券のシールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- ・ 紛失、破損したときの接種券の再発行は、保健課〔本庁舎 南分館〕で受け付けます。（祝日を除く、月～金曜日の8:30～17:15）